

(別紙1)

特定保健指導の階層化

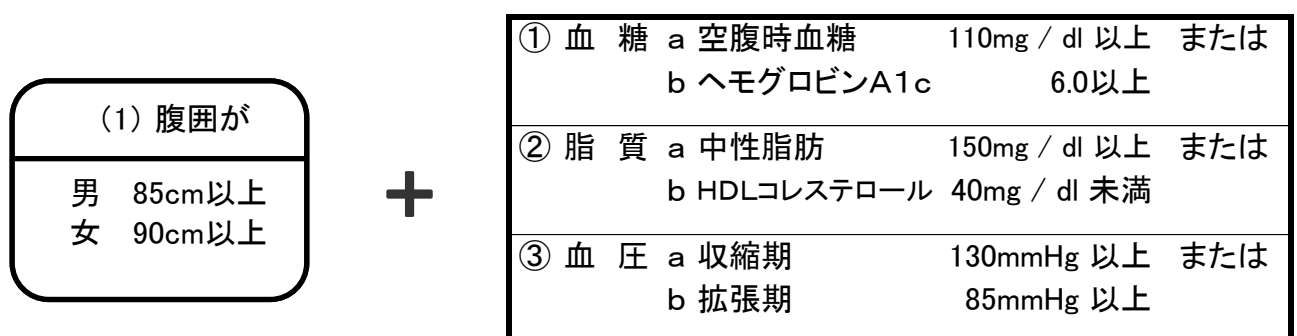


※ 65歳以上75歳未満の方は、「積極的支援」となった場合でも「動機付け支援」とする。

※ 血糖・血中脂質・血圧で服薬中の方は「情報提供」となり特定保健指導の対象にはならない。

※ 2年連続「積極的支援」となった場合、前年度に特定保健指導を終了し、腹囲・体重において一定以上改善している場合は、「動機付け支援」相当の支援とする。

メタボリックシンドロームの診断基準



上記(1)に当てはまり、さらに①~③のリスクが 2つ以上 : 基準該当

1つ : 予備群該当

0 : 非該当

※ 血糖・血中脂質・血圧で服薬中の場合も該当する。